「大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例（案）の骨子」

に対する府民意見等の募集（パブリック・コメント）に寄せられた

ご意見等と大阪府・大阪市の考え方について

令和３年２月24日

【概要】

１．意見募集の対象項目

　　　「大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例（案）の骨子」

２．募集期間

令和３年１月25日（月曜日）から令和３年２月20日（土曜日）まで

３．募集方法

大阪府パブリックコメント手続実施要綱に基づき、インターネット（電子申請）、

郵送、ファクシミリのいずれかの方法により、ご意見等を募集しました。

４．提出されたご意見等の件数

　　　1,404名（団体含む）から2,002件のご意見等をいただきました。
（公表可1,607件、公表不可395件）

５．寄せられたご意見等とそれに対する大阪府・大阪市の考え方について

　　　次ページ以降をご参照ください。

６．募集結果の閲覧方法

　　　大阪府・大阪市ホームページでの公表のほか、大阪府・大阪市副首都推進局（大阪市役所５階）、府政情報センター（大阪府庁本館５階）、市民情報プラザ（大阪市役所１階）、大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）、大阪市各区役所・出張所で閲覧できます。

７．問合せ先

　　　大阪府・大阪市副首都推進局　広域行政調整担当

　電話　06-6208-9539（直通）

　　　ファクシミリ　06-6202-9355

**【ご意見等と大阪府・大阪市の考え方】**

※　本手続きは、「大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例（案）の骨子」に対するご意見を幅広く伺うことを目的としたものであり、案への賛否を把握できる方法でご意見等をいただいたものではありません。

※　公表可のご意見等（1,607件）のうち、条例の内容に関するご意見（56件）について、大阪府・大阪市の考え方を記載（15項目）しています。また、その他のご意見（本条例を検討していることに対するご意見・その他施策に関するご意見など）についても、主なものを記載しています。

※　一人の方から内容の異なるご意見等が複数提出されている場合、その数だけご意見等を提出いただいたものとして集計しています。

※　類似のご意見については適宜整理し、具体的な名称等が記載されている場合は「＊＊＊」のように表現して掲載している場合があります。個人や団体を特定又は類推できる情報は削除しています。

**条例の内容に関するご意見**

| **NO.** | **提出意見概要** | **大阪府・大阪市の考え方** |
| --- | --- | --- |
| 1 | 〇　副首都推進本部会議（大阪府市）会議で協議すべき事項として、「大阪の成長及び発展」に関するものと限定されているが、もっと広く協議すべき。〇　＊＊＊（個別の施策内容）についても協議対象とすべき。 | ご指摘の点については、令和３年１月22日の副首都推進本部会議においても議論があり、協議内容を幅広く対象とする方向で検討を進めており、条例（案）に反映してまいります。 |
| 2 | 〇　副首都推進本部（大阪府市）会議で、大阪の成長・発展の基本的な方針等を協議するというが、ＰＤＣＡサイクルのチェック機能をきちんと働かせる必要がある。 | ご指摘のとおり、ＰＤＣＡサイクルを活用したチェックは重要であると考えています。副首都推進本部（大阪府市）会議で、合意事項についての進捗状況の管理を行うことを規定することとしています。 |
| 3 | 〇　副首都推進本部（大阪府市）会議のメンバーはどのようになるのか。〇　大阪市内のことを協議するのだから、大阪市長が本部長をすべき。 | 　大阪府知事（本部長）、大阪市長（副本部長）、知事・市長の補助機関である職員の中から選任した者（本部員）等で構成します。　大阪全体の視点で協議を行う会議であることから、広域自治体である大阪府の知事を本部長としています。 |
| 4 | 〇　府市で連携するため、真摯に協議することは重要。可能な限り、大阪府知事・大阪市長が会議に出席し、議論を尽くして合意に努めるよう、義務的に規定すべき。 | 本条例では、大阪府知事・大阪市長のどちらか一方が求めれば、副首都推進会議を開催し、議論を尽くし合意に努めることを規定することとしています。 |
| 5 | 〇　副首都推進本部（大阪府市）会議で、大阪府知事が強引に決定をすることがないよう、大阪市長の意見がないがしろにされることのないよう留意すべき。 | 副首都推進本部（大阪府市）会議は、協議の場であり、議論を尽くして合意に努めることとされています。知事が強引に決定するものではありません。 |
| 6 | 〇　条例によるのではなく、大阪府と大阪市との間において「連携協約（地方自治法第252条の2）」を締結するという手法も考えられるのではないか。 | 連携協約は、具体的な事務を連携して処理するに当たっての基本的な方針や役割分担を定めるものです。今回は、大阪の成長及び発展を支えるため、将来にわたって大阪府と大阪市の一体的な行政運営を推進するために必要な事項を定めるため、条例として制定するものです。 |
| 7 | 〇　「誠実に履行する責務を有する」とあるが、議会を拘束するものなのか。 | 本条例は、一体的な行政運営に関し、必要な事項を定めるものであり、ここでは、行政（長やその他の執行機関）が誠実に履行する責務を有することを規定しています。議会を拘束するものではありません。 |
| 8 | 〇　将来的には、政令指定都市である堺市も条例の対象に包含していくべき。〇　堺市が条例の対象となっていないのはなぜか。〇　将来に向けて、政令指定都市化する際には、条例への参加を義務付けるべき。〇　指定都市都道府県調整会議の枠組みにとらわれることなく、副本部長（大阪市長）を廃止し、他の政令指定都市首長や中核市首長なども構成員としてはどうか。 | 大阪の都市圏の中心に大阪市があること、大阪の都市圏が大阪市域を越えて広がっていることを踏まえ、成長戦略やまちづくりにおいて、大阪市域を中心としつつ、より広域的な視点から考えていく必要性が高いことから、大阪府と大阪市との関係において、一体的な行政運営の推進を目的に制定するものです。 |
| 9 | 〇　大阪の成長・発展のためには、「成長戦略」や「まちづくり」の組織も共同設置とすれば、より効率的になるのではないか。 | 　ご指摘の共同設置も考えられますが、本条例では、都市圏の中心である大阪市域に対して大阪府の関与と責任を高めることで、大阪全体の成長を確かなものにしていこうという考えのもと、成長戦略等の策定事務や都市計画の決定に関する事務の一部の委託を規定するものです。 |
| 10 | 〇　大阪府と大阪市で一体的に行政運営に取り組むのであれば、大阪府知事へ権限を一本化するべき。その観点から、特別区制度（いわゆる「大阪都構想」）において府へ移管することとしていた事務を下記の考えで整理してはどうか。・対象の事務を市から府に委託する。・府市の費用分担の協議を行う「財政調整会議」を設置。・市予算から切り離して、府が予算編成を行う。 | 本条例は、住民投票の結果を踏まえ、政令指定都市である大阪市の存続を前提に、大阪の成長・発展に向けて府市の一体的な行政運営を推進することを目的としています。本条例では、成長戦略等の策定事務と都市計画の決定に関する事務の一部を大阪市から大阪府に委託することとしています。 |
| 11 | 〇　大阪市内の都市計画には、ノウハウがあるため、大阪府に委託すべきでない。〇　都市計画のノウハウは、大阪府にきちんと引き継がれるか。ロスが生じないか。 | 本条例で、大阪市から大阪府に事務委託する都市計画の決定に関する事務は、政令指定都市以外の地域では大阪府が実施しているものです。なお、今回の事務の委託に際して、必要な実施体制等については、規約を定める過程において検討してまいります。 |
| 12 | 〇　日本の都市に関する法律は膨大であり、都市計画法の体系を一般市民が理解するのは難しい。今回の一元化対象となっている都市計画権限（７分野）について、わかりやすく説明・公表することが不可欠。 | 　本条例で都市計画に関して、事務の委託の対象としているのは、都市計画の決定に関する事務で、政令指定都市が決定を行うことされているもののうち、大阪の成長・発展に必要な広域的な都市計画として、都市計画の基本方針や広域的な観点からのまちづくり、交通基盤の整備等に係るもの（＝国土交通大臣同意が必要なものに概ね合致）としています。今後も住民の方にわかりやすく説明してまいります。 |
| 13 | 〇　令和３年４月１日を施行日とするのはなぜか。 | 　本条例は、これまで取り組んできた10年間の府市一体による行政運営をルール化するものです。条例を速やかに施行する必要があると考えており、令和３年度当初より条例を適用したいと考えています。 |
| 14 | 〇　条例の名称を＊＊＊としてはどうか。〇　条例の名称が分かりにくい。 | 　本条例の趣旨・基本理念を示すものとして名称を検討したものです。 |
| 15 | 〇　もっと条例の内容を府民・市民に周知していく必要がある。 | 　今後も住民の方々への本条例の内容の周知に努めてまいります。 |

**その他（本条例を検討していることに対するご意見）**

| **提出意見概要** | **大阪府・大阪市の考え方** |
| --- | --- |
| ※賛否に関するもの〇以下の理由により、賛成。・大阪府と大阪市が連携するのは良いこと。・府市一体運営で、さらなる成長が可能。・将来の副首都実現が最良。・住民投票で否決となったが、府市バラバラで良いというわけではないはず。　　　　　など〇以下の理由により、反対。・住民投票の結果を踏まえていない。・市の権限を府に移管すべきでない。・検討期間が短い。・コロナ対策を優先すべき。　　　　　　　　など | 　ご意見として承ります。 |
| 〇 住民投票の結果は、どう反映されているのか。〇 特別区制度（いわゆる「大阪都構想」）とどう違うのか。〇 大阪市の権限や財源を奪うものではないか。〇 なぜ条例化が必要なのか。 | 　本条例は、住民投票の結果を踏まえ、政令指定都市である大阪市の存続を前提に、大阪の成長・発展に向けて府市の一体的な行政運営を推進することを目的としています。そのために必要と考える副首都推進本部（大阪府市）会議の組織及び運営、当該会議において協議する事項、また、府市が一体的に取り組む事務等について定めるものです。なお、この条例によって市の財源を府に移管するものではなく、個別の事業において府市の役割分担や費用の負担等を協議することとなります。 |
| 〇 憲法や法律に違反していないか。〇 大阪市の権限を大阪府に委託するのは、地方自治の本旨に沿っているのか。 | 本条例は、地方自治法に定められた「指定都市都道府県調整会議」や「共同処理制度」の範囲内で規定しています。また、地方自治法上、委託の対象となる事務は限定されるものではないとされています。本条例施行後、大阪市が大阪府に成長戦略等の策定事務や都市計画の決定に関する事務の一部を委託する際には、地方自治法の規定により、規約を定めるにあたり、改めて議会の議決を要することとなっています。 |
| 〇 国から何か指摘されていないか。 | 総務省・国土交通省には適宜説明をしており、特段の問題点等の指摘などはありません。 |
| 〇 副首都とは具体的にどのような都市をさすのか。定義を行うべき。〇 なぜ、副首都・大阪をめざすのか。〇 「副首都・大阪を確立する」という基本理念の考え方と、否決された特別区制度（いわゆる「大阪都構想」）とは切り離して府民・市民に理解してもらえるよう周知していくべき。 | 本条例の「基本理念」において規定する、「副首都・大阪を確立し、もって豊かな住民生活を実現」については、副首都推進本部でとりまとめた「副首都ビジョン」で詳しく説明しているところです。大阪自らが副首都に必要な「機能面」、それを支える「制度面」の取組みを進めることにより、首都機能バックアップの位置づけ確保など、国内外から大阪が副首都にふさわしい都市として広く認知され、副首都としての発展を遂げることで、東西二極の一極として、成長を実現し、成長の果実をもとに、住民が豊かで利便性の高い都市生活を実現していくことをめざしています。 |
| 〇 二重行政とは何か。〇 大阪府と大阪市の関係においてのみ、二重行政というのはなぜか。〇 なぜ、二重行政を解消することが必要なのか。〇 現状では、二重行政は存在しないのではないか。 | 狭隘な府域の中で、連携が不十分なまま、広域的な権限を持つ大阪府と大阪市が、府市それぞれで大阪の成長の方針や計画を策定、類似サービスなどを提供、まちづくりを進めることなどで、大阪全体として最適となっていない状態を二重行政と認識しています。現在は、知事と市長の人間関係に基づき府市が同じ方向を向いて府域全体の視点で密接に連携しており、二重行政は解消されていますが、過去の二重行政に戻すことなく将来にわたって府市一体の大阪を継承・強化するためには、その仕組みづくりが不可欠であることから、条例を制定することにより府市間のルールを定めようとするものです。 |

**その他（その他施策に関するご意見など）**

| **提出意見概要** | **大阪府・大阪市の考え方** |
| --- | --- |
| ※大阪府・大阪市の施策に関するもの〇 障がい者施策に財源を投入すべき〇 教育施策に財源を投入すべき〇 副首都推進局を廃止すべき〇 成長戦略、成長・開発などに反対〇 総合区に関するご意見　 　　　　　　　など | ご意見として承ります。 |
| ※パブリックコメント手続きに関するもの〇 骨子案でパブリックコメントを実施しているのはなぜか。 | パブリックコメント手続きにおいては、計画案や条例案について、案そのものに限らず、その内容を明確に示す概要や要点などで意見募集を行うこともあり、今回もこの考えに則っています。 |
| 〇 意見に住所を書かせるのはおかしいのではないか。 | 意見募集の「5留意事項」でお示ししたように、ご提出いただいた意見の内容を確認させていただく場合があることから、氏名、住所、電話番号等の連絡先の記載をお願いしております。（氏名・住所・電話番号等の連絡先については、他の目的に利用・提供いたしません。また、いただいた個人情報は、適正に管理し、公表いたしません。） |
| 〇 パブリックコメントの実施は十分に周知されていたか。 | 　パブリックコメントの実施については、大阪府・大阪市ホームページで掲載及び報道発表、府政情報センター・市民情報プラザ・区役所等で配架を行うとともに、各市町村においてもパブリックコメント実施のチラシを配架して周知を行いました。 |
| 〇 大阪市側でパブリックコメントを実施しないのか。 | 大阪府市共同設置の副首都推進局において、大阪府民・市民の意見をお伺いすることから、大阪市民も対象とする大阪府パブリックコメント要綱に基づき実施しています。大阪府と大阪市が共同で策定している「大阪都市魅力創造戦略2020」、「大阪の成長戦略」、「大阪の再生・成長に向けた新戦略」などでも府の要綱に基づいて実施しています。 |